

令和4年5月17日

会員 各位

公益社団法人新潟県薬剤師会
会長 荻野 構一

「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会」のご案内

平素より当会運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、オンライン診療に伴う緊急避妊薬の院外処方調剤に当たっては研修を受講した薬剤師が対応すること等が求められています。

当会では、県内の緊急避妊薬の調剤応需体制を確保するため標記研修会を下記のとおり開催することといたしました。

本研修の修了者は、薬局情報とともに厚生労働省ホームページに掲載され、当該薬局では緊急避妊薬を備蓄し、処方箋応需体制を整備することが求められます。事前に別紙「オンライン診療における緊急避妊薬の調剤について」をご確認いただき、お申込みください。

県内における緊急避妊薬の供給体制を整備するため、多くの薬局薬剤師の皆さまに本研修をご受講いただきたく、よろしくお願いいたします。

記

- 1 日時 令和4年7月10日（日）13：30～16：35
- 2 開催方法 ハイブリッド型研修（集合研修及びweb研修）
- 3 会場 新潟県薬剤師会館 会議室（新潟市中央区女池1-3-16）
- 4 プログラム ※本研修会は標準プログラムに沿った映像教材の放映により行います。
 1. オンライン診療ガイドラインと緊急避妊薬処方について
 2. オンライン診療に伴う緊急避妊薬処方上の留意点
 - （1）緊急避妊全般
 - （2）月経・月経異常・ホルモン調節機序
 - （3）OC全般・避妊
 3. オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤について
 - （1）薬局での対応について
 - （2）患者対応等について
- 5 対象 緊急避妊薬の調剤を行う予定の薬局に従事する薬剤師
- 6 定員 集合研修 20名
web研修 480名
- 7 受講料 5,000円（但し、当会会員は2,000円）
※ 受講料の払込み方法についてはメールにてご連絡いたします。
- 8 申込み方法 webフォーム(<https://forms.gle/dNkJ1gnhaJXvNGe66>)により
6月20日（月）までにお申込みください。
※ webフォームでの申込みが難しい場合は、県薬事務局までお問い合わせください。
- 9 その他 日本薬剤師会が定める研修会開催要領により修了者には研修修了証を交付します。日本薬剤師研修センターの研修単位付与対象ではありません。
- 10 問い合わせ 公益社団法人新潟県薬剤師会 事務局 齊藤、長谷川、林
TEL 025-281-7730、FAX 025-281-7735、メール bungyou@niiyaku.or.jp



オンライン診療における緊急避妊薬の調剤について

1. 経緯

令和元年7月、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下、指針という)が一部改訂され、緊急避妊に係る診療については、産婦人科医または厚生労働省が指定する研修を受講した医師が初診からオンライン診療を行うことが許容され得ると示されるとともに、受診した女性は、薬局において、研修を受けた薬剤師による調剤を受け、薬剤師の面前で内服することとされました。

2. 緊急避妊におけるオンライン診療について

日本では、人工妊娠中絶数が年間16万人を上回り、緊急避妊薬が処方薬で入手困難であることについて繰り返し議論されてきました。一方、緊急避妊薬のOTC化については、「性教育の浸透」等の周辺環境に関する課題等の理由から、OTC化には至っていません。

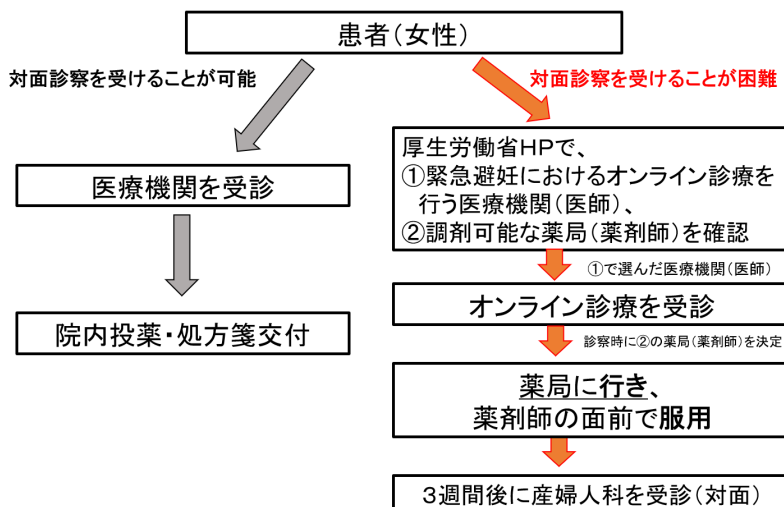
指針において、オンライン診療は、初診は「かかりつけの医師」が行うこと、直接の対面診療を組み合わせることが原則とされています。

ただし、緊急避妊薬は性交後72時間以内に内服する必要があるため、迅速な対応が求められること、地方において産婦人科を受診しにくい状況や、デートレイプを含む犯罪などが関係する場合などにおいてもアクセスがしにくいという指摘があること等から、緊急避妊に係る診療は、初診対面診療の例外の対象とされています。

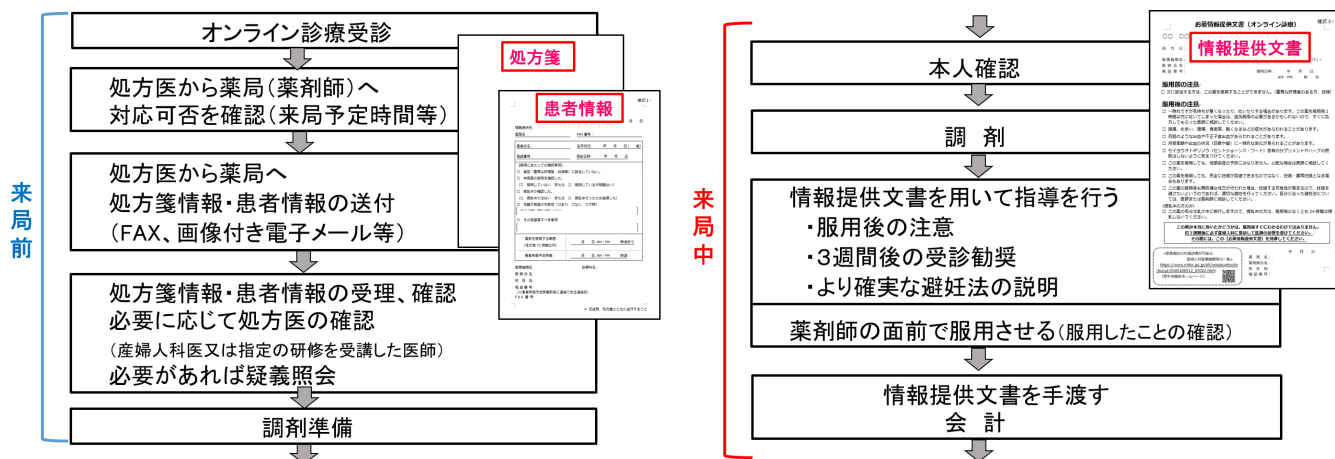
3. オンライン診療による緊急避妊薬の院外処方について

緊急避妊薬は性交後72時間以内に服用する必要があるため、オンライン診療において院外処方を行う場合、医療機関から薬局へFAX等で処方せんを送付し、薬局の薬剤師はその情報をもとに緊急避妊薬を調剤します。緊急避妊薬の院外処方は1錠のみとし、調剤した薬剤師の面前で服用してもらいます。

参考1 緊急避妊薬の交付までの流れ(イメージ)



参考2 オンライン診療における緊急避妊薬の調剤(イメージ)



4. 緊急避妊薬の調剤における薬剤師・薬局の対応

指針では、緊急避妊に係るオンライン診療の実施にあたって薬剤師・薬局に以下の内容を求めています。

- ・オンライン診療を受診した女性が薬局で調剤を受ける際、研修を受講した薬剤師が対応すること
- ・来局した女性に、薬局において薬剤師の前で服用させること(プライバシーへの十分な配慮や服用するための飲料水の準備なども行う)
- ・より確実な避妊法に関する適切な説明、産婦人科医による直接の対面診療を約三週間後に受診することの説明等を来局した女性に行うこと

5. 調剤可能な薬局(薬剤師)のリストの公表

研修を修了した薬剤師及び薬局の名簿は、緊急避妊薬を必要とする患者や処方する医師が、直ちに対応可能な薬局を確認することができるよう、研修修了者の従事する薬局の所在地や対応状況、以下の項目が掲載され、厚生労働省より公表されています。

このリストの目的を鑑み、名簿に掲載されている薬局には、緊急避妊薬を備蓄し、調剤に対応できる体制を整備しておくことが求められます。

【薬局の情報】

- ・都道府県名
- ・薬局名
- ・郵便番号
- ・薬局所在地(市郡区以降)
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・開局時間
- ・時間外対応の有無

- ・時間外の電話番号

【薬剤師の情報】

- ・研修を修了した薬剤師の氏名
- ・薬剤師名簿登録番号
- ・研修修了年月日